

(設置の免除)

第30条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。(ほ)

- (1) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(閉鎖型スプリンクラーヘッド(その標示温度が75度以下で、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第12条の表の中欄に掲げる種別が1種であるものに限る。)を備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。(ほ)(れ)
- (2) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。(ほ)
- (3) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第2条第13号に規定する共同住宅用スプリンクラー設備をいう。)を特定共同住宅等省令第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。(ほ)(め)
- (4) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備(特定共同住宅等省令第2条第14号に規定する共同住宅用自動火災報知設備をいう。)を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。(ほ)(め)
- (5) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備(特定共同住宅等省令第2条第15号に規定する住戸用自動火災報知設備をいう。)を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。(ほ)(め)
- (6) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備(特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備をいう。)を同令第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。(れ)
- (7) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備(複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第2条第2号に規定する複合型居住施設用自動火災報知設備をいう。)を同令第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。(も)(れ)

【解説】

本条は、住宅用防災警報器等が義務付けられている住宅の部分に、次に掲げる設備がそれぞれ技術上の基準に基づき設置され、その設備の有効範囲内であれば、住宅用防災警報器等の設置を免除することができる規定である。

1 第1号及び第2号

スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を、それぞれ令第12条又は令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合。

これは、住宅防火の観点からスプリンクラー設備又は自動火災報知設備が住宅用防災警報器又は感知器と同等以上の効果があるとみなせる設備であるからであり、この趣旨から、スプリンクラー設備のヘッドについては、特に高感度の閉鎖型スプリンクラーヘッド（その標示温度が75度以下で、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第12条の表の中欄に掲げる種別が1種であるもの。）に限定されている。

2 第3号、第4号及び第5号

共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を、それぞれ特定共同住宅等省令第3条第3項第2号並びに第3号及び第4号（同令第4条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合。

3 第6号

特定小規模施設用自動火災報知設備を「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合。

4 第7号

複合型居住施設用自動火災報知設備を「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合。